産業建設委員長 川 田 達 司

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第29号 鳴門市 モーターボート競走事業基金条例の制定について」ほか議案1件であります。

当委員会は去る3月1日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、 議案2件は、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、「議案第29号 鳴門市モーターボート競走事業基金条例の制定について」でありますが、モーターボート競走事業の円滑な運営等に資するため、新たに基金を設置するものでありました。

委員からは、条文の第1条に、他市の同様の条例では、「モーターボート競走事業の健全な運営に資するため」という形で、モーターボート競走事業の運営を強調している場合があるが、鳴門市の場合は、「本市の健全財政の確立に資するため」という文言も入っているため、どのような理念で第1条の条文を作ったのかとの質疑がありました。

理事者からは、まず、ボートレース事業の運営が健全でなければ、本市の 財政の健全化に資することは出来ないということから、まず、ボートレース 事業の収益を確保していき、また円滑な運営をし、それによって市の健全財 政の確立に資するということで、併記しているとの説明がありました。

委員からは、理念が大切だと思うので、その思いを明確にされて、すすめ てほしいとの意見がありました。

次に、基金の管理についての質疑がありました。

理事者からは、最も確実かつ有利という点において、定期預金を想定しており、運用益金については、約600万円と想定されるとの説明がありました。

また、一般会計への操出金や花火や阿波おどりに関する費用についての確認があり、理事者からは、基金とは別枠で、一般会計への操出金は今後も継続していき、また花火や阿波おどりなどボートレースPR活動に関する費用については、モーターボート事業会計の費用でまかなっていくとの説明がありました。

次に、繰替運用についての質疑があり、理事者からは、繰替運用については、第一義的にはモーターボート競走事業会計内で行うが、企業局内での一

時的な貸し付け運用、また一般会計への貸し付けについても、基金運用の一手法としてもあり得ると考えているので、運用について検討していきたいとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第30号 松茂町ほか二町競艇事業組合と鳴門市との間におけるモーターボート競走施行に関する事務の受託に係る協議について」でありますが、松茂町ほか二町競艇事業組合からモーターボート競走の管理及び執行に係る事務の委託を受けるため、地方自治法第252条の14の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、平成25年度までの鳴門市でモーターボート競走を開催していたときの形態に戻るものであるとのことでした。

委員からは、他のボートレース場も鳴門市と同様に第二施行者から事務を 受託されているところがあるかとの質疑がありました。理事者からは、単独 で行っているところもあるが、第二施行者から受託されているボートレース 場もあり、鳴門市が特別な形態ではないとの説明がありました。

また、平成25年度以前の形態に戻るとのことだが、事務の受託に関して、 平成25年度との相違点があるかとの質疑があり、理事者からは、相違点は ないとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお 願い申し上げます。